２　機構は、前項の規定により区分して経理する場合において、機構の運営に必要な経費については、前項第一号イ又はロの一方の業務に係る経理単位から他の一方の業務に係る経理単位に繰り入れることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○文部科学省令第八号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第五十五条第一項、私立学校教職員共済法第三十四条の二第二項において準用する健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十二条の三第二項及び第百五十二条の四並びに私立学校教職員共済法第四十五条第二項、第四十七条及び第四十七条の三第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

文部科学大臣　盛山　正仁

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　［略］	第一章～第三章　［同上］
第四章　費用の負担（第三十四条―第三十五条の四）	第四章　掛金等（第三十四条―第三十五条の二）
第五章～第七章　［略］	第五章～第七章　［同上］
附則	附則
（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）	（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）
第三条の七　［略］	**第三条の七**　［同上］
２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	２　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類	三　国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第八条第五項（同項第三号から第四号の二まで及び第六号から第七号の二までを除く。）の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を有する者にあつては、当該期間を明らかにすることができる書類
四　［略］	四　［同上］
４　［略］	４　［同上］